



和歌山市 景観ガイドライン

【和歌山城周辺景観重点地区】

平成 30 年 4 月

和歌山市

和歌山市 景観ガイドライン【和歌山城周辺景観重点地区】 目次

1.はじめに（景観ガイドラインの目的とガイドラインの構成）	1
(1) 景観ガイドラインの目的	1
(2) 景観ガイドラインの構成	2
2.景観づくりに向けた心得	3
(1) 「準備編」の心得 『まちの景観を“知る”』	3
(2) 「計画編」の心得 『まわりの景観にあった計画を“考える”』	4
3.和歌山城周辺重点地区の景観形成の方針と規制概要	5
4.景観形成基準の解説	7
5.届出制度のあらまし	27
(1) 届出の必要な区域	27
(2) 届け出対象行為	28
(3) 届出の流れ	29
(4) 届出時に必要な書類	30
6.景観形成チェックシート	31
チェックシート	31

1.はじめに（景観ガイドラインの目的とガイドラインの構成）

（1）景観ガイドラインの目的

和歌山市では、良好な景観を保全し、創造し、将来に継承していくことにより、市民生活の向上や地域経済と地域社会の健全な発展をめざしていくため、景観法を活用した総合的な景観施策の展開を図っています。

景観法の運用にあたっての手続きなど必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成に向けた基本的な枠組みを定める「和歌山市景観条例」を制定しました。あわせて、景観法および和歌山市景観条例に基づき、良好な景観形成に向けた理念、目標と方針、その実現に向けた基本的な事項を定める「和歌山市景観計画」を策定しました。

景観は、日常の暮らしや営みの積み重ねで形づくられていくものです。良好な景観を形成していくためには、景観形成の主体となる市民の皆さんや事業者、行政が普段から景観に対する意識を高めていくことが重要です。

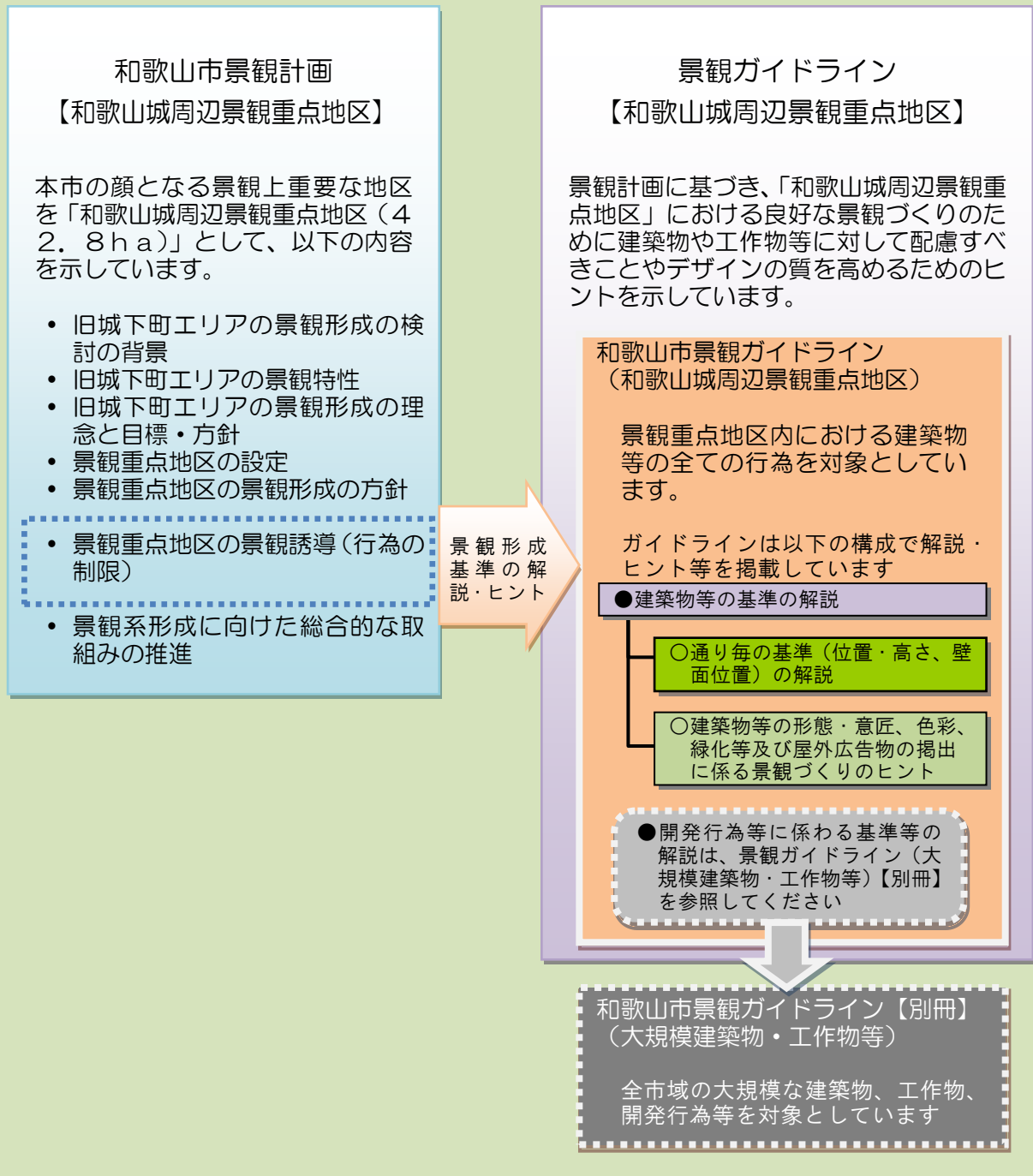
本景観ガイドラインは、「和歌山市景観計画」で定める建築物や工作物等の景観形成基準の解説やデザインの質を高めるためのヒントを示していますので、建築物や工作物等の新築や改修の際にご活用ください。

また、この景観ガイドラインの作成にあたり、和歌山県建築士会の協力を得て、設計者の参加による「設計者が考える景観づくりワークショップ」を開催しました。このワークショップでは、計画・設計段階における景観形成上の留意点や具体的な景観配慮の手法等について、具体事例等の写真を持ち寄り検討したもので、設計者の視点での考え方や計画・設計に取り組む姿勢などについても意見を交わしました。こうした取り組みを参考にしながら本冊子を作成しました。

(2) 景観ガイドラインの構成

本市の景観ガイドラインは、全市域を対象としたものと、景観重点地区を対象としたものの大きく2つから構成されています。これらのガイドラインは、建築物や工作物の新築等の際に参考にしたり、景観法に基づく行為の届出の際の手引きとして活用ください。

景観計画とガイドラインの関係



2.景観づくりに向けた心得

本ガイドラインでは、建築物や工作物の新築や改築等を計画した際において、より良い景観づくりに向けた心得を記載しています。この心得は、「準備編」と「計画編」を掲載しており、建築物や工作物等の行為による景観づくりをより有効なものとするため、計画地周辺の景観を把握、理解を深めることから始める「準備編」と、景観に対して有効な計画づくりをおこなうための「計画編」を掲載しています。

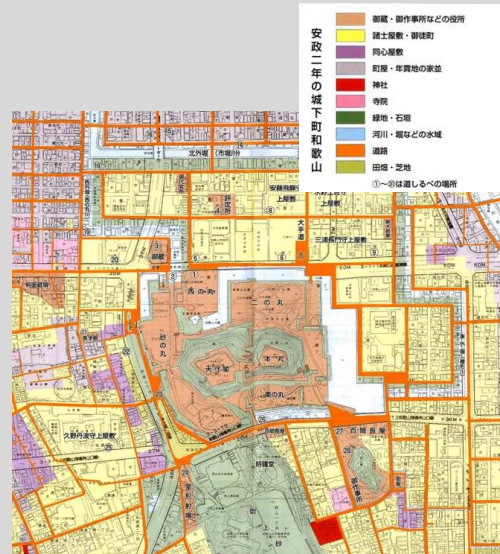
「準備編」

～まちの景観を“知る”～

- 和歌山城周辺景観重点地区の景観は、近世の城下町時代を基盤としたまちの構造が現在の市街地景観の骨格を形づくってきました。こうした歴史的な街区とともに育まれてきた市街地の特性を“知る”ことから始めましょう。

①和歌山城周辺の歴史的な特性を把握する

- 和歌山城周辺では、かつての城下町の頃の町割が比較的継承されており、その姿は現在の通りの形態に現れています。これらの通りや土地の成り立ち等を確認しましょう。
- こうした歴史的な特性を踏まえた上で、現在の通りの景観や周辺の景観を読み解いてみましょう。



安政2年の城下町絵図を現在の地形図に重ねた図

②和歌山城天守閣や周辺の眺望点を把握する

- 和歌山城周辺景観重点地区の内外には、天守閣や城内の各所に「配慮すべき眺望点」を設定しています。ここから計画地が、どのように眺望されるかを知るためには、まず、計画地周辺の標高や地形を確認するようにしましょう。

- 計画地が眺望点（6頁図）からどのように望めるか、計画地の背後に何が見えるか、市域の地形図などで確認してください。

- 配慮すべき眺望点は、景観計画や本ガイドラインで確認しましょう。

③配慮すべき眺望点や現地に赴き、眺望点からの眺めや周囲の景観を確認する

- 実際に眺望点に赴き、その地点から計画地方向を眺望した場合、何が眺望できるのか確認しましょう。
- 現地で確認すべき眺望点は、複数ある場合があります。事前に、本ガイドラインや景観計画で確認しておきましょう。
- また、視点場からの眺望の状況を写真撮影するなど、計画検討に備えるようにしましょう。

「現地確認に加えて、周辺の景観も把握する」

- 和歌山城周辺景観重点地区周辺には、シビックゾーン等の公的施設のほか、風致地区の指定地もあります。これらの地区が隣接する際には、こうした地区の現状も把握しておきましょう。

「計画編」

～まわりの景観にあった計画を“考える”～

- 「準備編」において読み解いた周囲の景観を損なわないようにするには、どうしたら良いのか、計画のなかで考えましょう。

①周囲の景観の特徴を計画に活かす工夫を考える

- 準備編で読み解いた景観の特徴を計画に活かしていくために、ガイドラインの景観形成基準の解説やヒントを参照しながら、どのような工夫ができるか考えてみましょう。

②景観形成基準の各項目に適合するか確認しながら、景観特性に配慮した計画を検討する

- ガイドラインを参考にしながら、具体的な計画を検討していきましょう。

③「景観チェックシート」に計画の過程で考えた工夫や配慮事項を書き込む

- 本ガイドラインの 29 頁に掲載している「景観チェックシート」を使って、計画における工夫や配慮事項を記述しましょう。

④事前協議や届出の流れを確認し、必要な書類を準備する

- 和歌山城周辺景観重点地区内において、建築物等の新築、改築等をおこなう場合は、あらかじめ景観法に基づく届出が必要になります。計画を検討する早期の段階で、届出の前に事前協議をおこなってください。
- 本ガイドラインの 27 頁に、届出までの手順を掲載しています。景観チェックシート等を活用しながら資料を準備してください。

- ★ 「設計者が考える景観づくり※ワークショップ」での意見を記載しています。

※ワークショップとは？

参加者が共通のテーマで議論したり、実際に何かを作りあげたりと、共通の体験を通じて、協働で提案や計画等をつくりあげる手法です。

「説明可能なデザインを心がける」

- ★ 建築物等をデザインする時はまず、場所の特徴を具体的かつ合理的に捉えましょう。「なんとなくいいと思ったから」ではなく、景観の視点から「説明可能なデザイン」を行うよう心掛けましょう。

「施主に対して理解を求める」

- ★ 場所ごとに固有の景観というものがあります。その場所にあったまちなみに配慮した建物を建てる責任が「施主」にもあるという事を理解してもらいましょう。

「完成予想図（パース図）等を作成してイメージを共有する」

- ★ 一般の人や施主には、最終的な仕上がりのイメージを描くことが難しいので、完成予想図（パース図）等を作成して、仕上がりのイメージを共有しましょう。

「景観アドバイザーを活用する」

- ★ 建築物等の基準適合に係わるアドバイスに限らず、意匠等のさらなる工夫や、一般の人や施主に対する説明の仕方などについてもアドバイスを求めることもよいでしょう。

3. 和歌山城周辺重点地区の景観形成の方針と規制概要

和歌山城周辺重点地区は、和歌山城を中心として、堀端通り、けやき大通り、中央通り、三年坂通りの4つの通りに区分しています。これらの区域では、城や周囲からの眺望景観の保全や通りの魅力的な沿道景観の創造をめざしています。

和歌山城周辺重点地区全体の方針

【方針1】

和歌山城に面する4つの通りが創る道路景観の魅力を向上させる

【方針2】

天守閣からの眺望に加え、天守閣やお堀を望むことができる良好なビューポイント（眺望点）からの眺望景観を確保する

【方針3】

ランドマークである和歌山城を中心としたネットワークづくり等の空間整備によりシンボル性を高める

和歌山城周辺重点地区 通りごとの方針



【堀端通り】

城と広がりのある堀が一体となった開放性のある空間を意識し、シビックゾーンとしてふさわしいゆとりとうるおいのあるまちなみ景観を形成する



【けやき大通り】

城と広がりのある堀が一体となった開放性のある空間を意識し、本市のメインストリートとしてふさわしいにぎわいと風格をもったまちなみ景観を形成する



【中央通り】

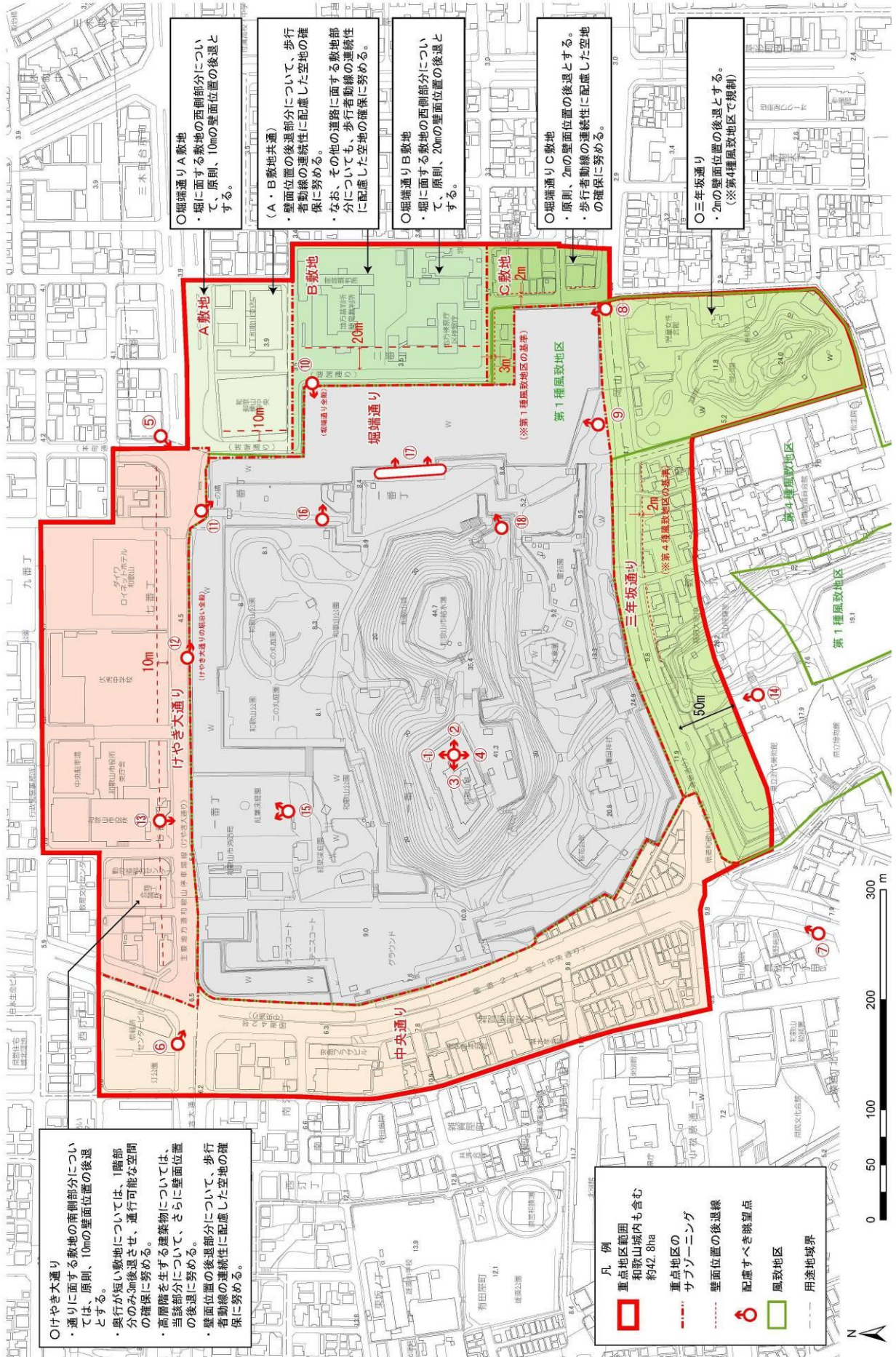
市の幹線道路であり、城内から連なる緑や石垣、広幅員の道路空間を活かした、シンボリックな道路景観を形成する



【三年坂通り】

緩やかな坂の勾配を活かし、堀や石垣との関係性に配慮した見通しの良い、静かなたたずまいを感じることができるまちなみ景観を形成する

和歌山城周辺景観重点地区のゾーニングと規制概要（壁面位置の後退など）



○けやき大通り
 ・通りに面する敷地の南側部分については、1階部分のみ加減させ、通行可能な空間の確保に努める。
 ・奥行き短い敷地については、高層階を生ずる建築物については、当該部分について、さらに壁面位置の後退に努める。
 ・壁面位置の後退部分について、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。

○堀端通りA敷地
 ・堀に面する敷地の西側部分については、原則、10mの壁面位置の後退とする。

(A・B敷地共通)
 ・壁面位置の後退部分について、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。
 ・なお、その他の道路に面する敷地部分についても、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。

○堀端通りB敷地
 ・堀に面する敷地の西側部分について、原則、20mの壁面位置の後退とする。

○堀端通りC敷地
 ・原則、2mの壁面位置の後退とする。
 ・歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。

○三年坂通り
 ・2mの壁面位置の後退とする。
 （※第4種風致地区で規制）

凡例
 ■ 重点地区範囲
 和歌山城内も含む
 約42.8ha
 ■ 重点地区のサブゾーニング
 --- 壁面位置の後退線
 ○ 配慮すべき眺望点
 □ 風致地区
 - - - 用途地域界

4.景観形成基準の解説

■和歌山城周辺景観重点地区の景観形成基準（建築物、工作物の新築・改築等）

項目	堀端通り	けやき大通り	中央通り	三年坂通り	
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・最高高さ 50m（標高）とする。 ・隣接する建築物と協調した一体的なまちなみの形成を図るため、できるだけ軒高を揃えるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最高高さ 75m（標高）とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最高高さ 50m（標高）とする。 	建物高さ 15m以下とする。 （※第4種風致地区で規定）	解説1
ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観形成に支障がないと認めた場合、基準に定められた高さを超えることができる。					
壁面の位置の制限	（A敷地） <ul style="list-style-type: none"> ・堀に面する敷地の西側部分について、原則、10mの壁面位置の後退とする。 （B敷地） <ul style="list-style-type: none"> ・堀に面する敷地の西側部分について、原則、20mの壁面位置の後退とする。 （A・B敷地共通） <ul style="list-style-type: none"> ・壁面位置の後退部分について、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。 ・なお、その他の道路に面する敷地部分についても、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。 （C敷地） <ul style="list-style-type: none"> ・原則、2mの壁面位置の後退とする。（※第1種風致地区内は3mとする） ・歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する敷地の南側部分については、原則、10mの壁面位置の後退とする。 ・奥行が短い敷地については、1階部分のみ3m後退させ、通行可能な空間の確保に努める。 ・高層階を生ずる建築物については、当該部分について、さらに壁面位置の後退に努める。 ・壁面位置の後退部分について、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。 	（なし）	2mの壁面位置の後退とする。 （※第4種風致地区で規定）	解説2
ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観形成に支障がないと認めた場合、基準に定められた壁面の位置の制限を緩和することができる。					

項目		堀端通り	けやき大通り	中央通り	三年坂通り	
形態・意匠	外壁	シビックゾーンにふさわしい質の高いデザインとする。	メインストリートとしてふさわしい質の高いデザインとする。	連続した建物の壁面が見通せる、整った通りの景観となるようなデザインとする。	静かなたたずまいを想起させる落ち着いたデザインとする。	ヒント1
	1階部分の形態	アメニティ性の高い空間を確保するため、駐車場や駐輪場などはできるだけ通りから目立たないよう配慮しつつ、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。	にぎわいある歩行者空間を形成するため、駐車場や駐輪場などはできるだけ通りから目立たないよう配慮しつつ、ショウウィンドウを設置する、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。	落ち着いた歩行者空間を形成するため、駐車場や駐輪場などはできるだけ通りから目立たないよう配慮しつつ、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。		
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> 壁面設備は、通り及び主要な視点場からの見え方に配慮し、外壁面に露出させないように設置する。 屋上設備は、通り及び主要な視点場からの見え方に配慮し、遮へい措置を講ずる。 屋外階段は、建築物との調和を図るよう、できるだけ通りに面して設置しない。 				ヒント2
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 塀、フェンス等を設ける場合は、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、色彩とする。 通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。 				ヒント3
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 城や石垣、通りの並木の緑との調和に配慮し、外壁の基調色は低彩度の落ち着いた色彩とする。 背景となる天空との調和に配慮し、高明度の色彩とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 風格あるまちなみ景観の形成を図るため、彩度に配慮した周囲から突出しない色彩とする。 にぎわいと活気を演出するため、暖色系（Y系、YR系、R系）では彩度の範囲を広げた色彩とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 城や石垣、通りの並木の緑との調和に配慮し、外壁の基調色は低彩度の落ち着いた色彩とする。 背景となる天空との調和に配慮し、高明度の色彩とする。 	ヒント4	
材料	城内の主要な視点場から眺望できる壁面については、周囲から際立つ色彩とならないよう特に配慮する。					ヒント5
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路空間と一体となった魅力ある空間づくりを行うため、敷地内の道路に面する部分は緑の演出を工夫する。 敷地内については、通りのイメージを損なわないよう、堀端に植えられている樹木の樹種等に配慮した樹種を選定する。 			緑化率 20%以上とする。 （※第4種風致地区で規定）		ヒント6

■和歌山城周辺景観重点地区における

広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他の表示に関する事項

項目	堀端通り	けやき大通り	中央通り	三年坂通り	
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 堀端に植えられている松並木により形成される落ち着いたまちなみ景観に配慮し、極力、屋外広告物の掲出は避ける。掲出する場合であっても、まちなみ景観との調和に留意し、突出した規模、意匠、高彩度の色彩を避ける。 城内の主要な視点場からの眺望に配慮し、原則、屋上広告物は掲出しない。 通り沿いの眺望に配慮し、原則、突出広告は掲出しない。 当該地区における風格あるまちなみ景観に寄与するように、基調となる色彩については高彩度としない。 通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り建築物との一体化したデザインとなるよう配慮する。 城内の主要な視点場からの眺望に配慮し、原則、屋上広告は掲出しない。 高層建築物の高層部分への屋外広告は、自己用のみ、かつ過大なものとしないう配慮する。 低層階部分に設置するものは、デザインや集合化などの工夫をし、通りのにぎわいづくりに配慮する。 当該地区における風格あるまちなみ景観に寄与するように、基調となる色彩については高彩度としない。 通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。 		<ul style="list-style-type: none"> 堀端に植えられている松並木により形成される落ち着いたまちなみ景観に配慮し、極力、突出広告は避ける。その他の屋外広告物についても規模、意匠、色彩等に留意する。 城内の主要な視点場からの眺望に配慮し、原則、屋上広告は掲出しない。 当該地区における風格あるまちなみ景観に寄与するように、基調となる色彩については高彩度としない。 通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。 	ヒント7

堀端通り

位置高さ

- 最高高さ 50m（標高）とする。
- 隣接する建築物等と協調した一体的なまちなみの形成を図るため、できるだけ軒高を揃えるよう努める。

○天守閣や堀付近からの良好な眺望を確保するために、堀端通り沿道に建物の最高高さを設定しています。最高高さ 50m（標高）を遵守しつつ、眺望に対して建物の配置についても配慮するようにしましょう。

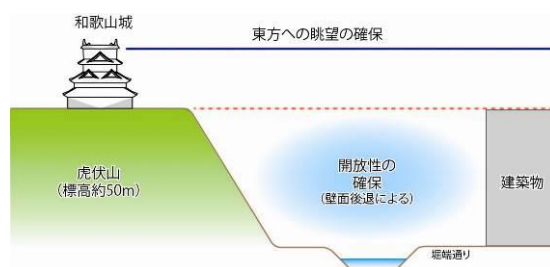
■ 建築物や工作物の最高高さ設定の考え方

- 堀に面する空間の広がり確保しつつ、概ね虎伏山を超えない高さとする。



- 堀幅の広い東堀の存在により開放性の高い空間が形成されており、それを損なうことのないような高さとしします。

断面模式図



- 天守閣から東方を望む良好な眺望を確保するため、天守閣が座す虎伏山を超えないような高さを基準として設け、最高高さ 50m（標高）としています。
- また、堀に面する西側部分は壁面後退を行い、堀と一体となった開放性のある空間を確保しましょう。

- 天守閣からの東方の山なみへの眺望を確保する。



- 東方の広がりある眺望を確保するため、山なみと市街地の縁を構成するラインを突出しないような高さに配慮しましょう。

けやき大通り

位置高さ

- 最高高さ 75m（標高）とする。

○天守閣から和泉山脈への眺望を確保するために、けやき大通り沿道に建物の最高高さを設定しています。最高高さ 75m（標高）を遵守しつつ、眺望に対して建物の配置についても配慮するようにしましょう。

■建築物や工作物の最高高さ設定の考え方

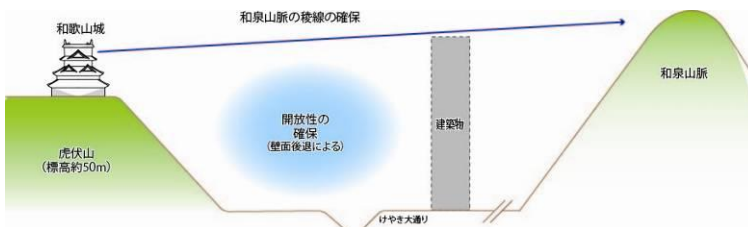
- 天守閣から和泉山脈への眺望を確保する。

↓ 和泉山脈の稜線



- 天守閣から眺望は市内中心部を一望でき、観光スポットとしても重要な場所となっています。
- この良好な眺望を確保するため、背景の和泉山脈を見渡すことができるような高さとしします。

断面模式図



- 天守閣から北方にたたくむ和泉山脈の稜線を確保するため、最高高さ 75m（標高）としています。
- また、堀に面する南側部分は壁面後退を行い、堀と一体となった開放性のある空間を確保しましょう。

中央通り

位置高さ

- 最高高さ 50m（標高）とする。

○石垣や虎伏山と相対する通り沿いの圧迫感の軽減に配慮しつつ、天守閣から紀伊水道への眺望を確保するために、中央通り沿道に建物の最高高さを設定しています。最高高さ 50m（標高）を遵守しつつ、眺望に対して建物の配置についても配慮するようにしましょう。

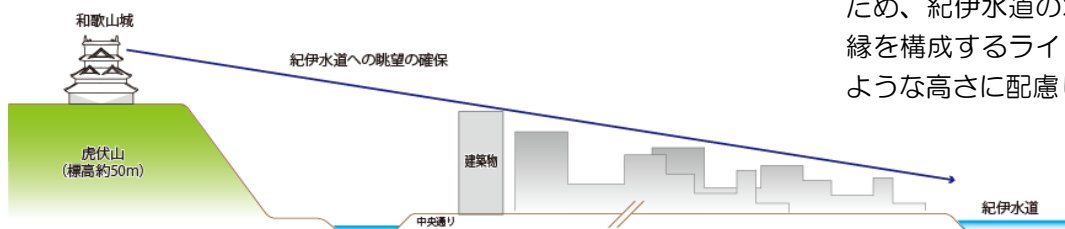
■ 建築物や工作物の最高高さ設定の考え方

- 天守閣から紀伊水道への眺望を確保する。

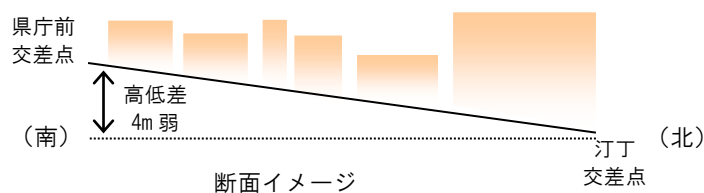


- 天守閣からの眺望は市内中心部を一望でき、観光スポットとしても重要な場所となっています。
- この良好な眺望を確保するため、背景の紀伊水道を見渡すことができるような高さとしします。

断面模式図



- 西方の広がりある眺望を確保するため、紀伊水道の水面と市街地の縁を構成するラインを突出しないような高さに配慮しましょう。



- 標高からの最高高さを設けることで、中央通りの南北の高低差に配慮しつつ、圧迫感を軽減した通りの景観を確保することができます。

三年坂通り

位置高さ

- 建物高さ 15m 以下とする。
(第4種風致地区による規定に基づきます)

堀端通り

壁面の位置の制限

- (A敷地) 堀に面する敷地の西側部分について、原則、10mの壁面位置の後退とする。
- (B敷地) 堀に面する敷地の西側部分について、原則、20mの壁面位置の後退とする。
- (A・B敷地共通) 壁面位置の後退部分について、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。
- なお、その他の道路に面する敷地部分についても、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。
- (C敷地) 原則、2mの壁面位置の後退とする。(※第1種風致地区内は3mとする)
- 歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。

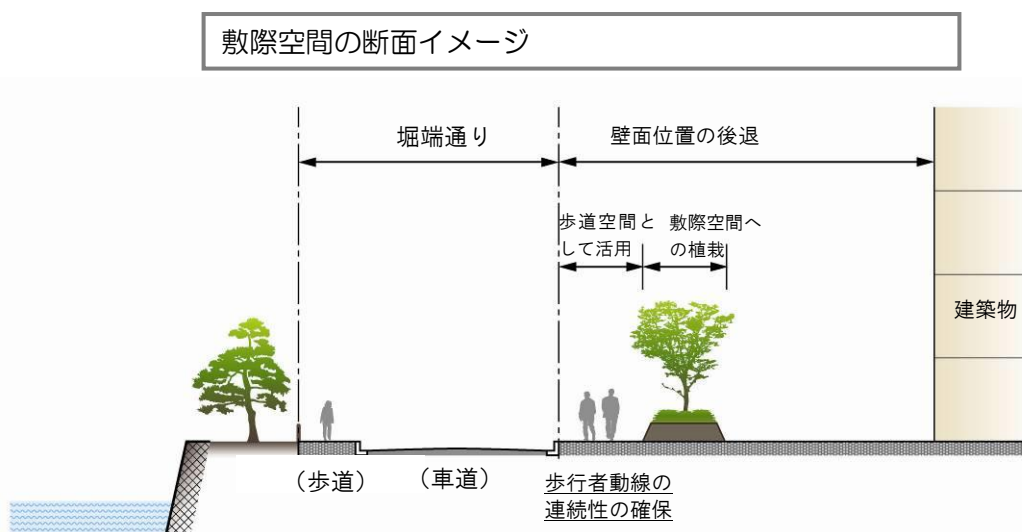
○堀端通りは広がりのある堀越しに石垣と緑、和歌山城天守閣を望むことができます。こうした開放性の高い空間の特徴を継承するためにも、沿道建築物等の壁面位置の後退により、ゆとりある空間を確保する必要があります。

【壁面位置の後退距離の考え方】

- (A敷地) 城内及び堀と一体となった空間の広がり形成する。
- (B敷地) 広がりのある堀越しに石垣と緑、天守閣を望むことができる、現在の開放性の高い空間を受け継ぐ。

■壁面位置の後退による広がり沿道空間確保と歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保について

- 城方面への眺望を楽しめる市民に開かれた一団の空間利用や、施設利用者の安全な移動を可能とするために、道路に面する壁面位置の後退と連続した歩行者動線の空地確保に努めましょう。



- また、C敷地の壁面位置の後退距離についても、堀端通りに面する敷地空間とのつながりに配慮し、壁面位置の後退部分へ歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努めましょう。

けやき大通り

壁面の位置の制限	● 通りに面する敷地の南側部分については、原則、10mの壁面位置の後退とする。
	● 奥行が短い敷地については、1階部分のみ3m後退させ、通行可能な空間の確保に努める。
	● 高層階を生ずる建築物については、当該部分について、さらに壁面位置の後退に努める。
	● 壁面位置の後退部分について、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。

○けやき大通りは本市のメインストリートであり、堀越しに見上げる和歌山城天守閣は本市を代表する景観です。こうした開放性が高く、通りの至るところから和歌山城を望むことができる空間的特徴を継承するためにも、沿道建築物等の壁面位置の後退により、ゆとりある空間を確保する必要があります。

【壁面位置の後退距離の考え方】

- 本市のメインストリートにふさわしいにぎわいある歩行者空間を確保する。
- 城方面への眺望を楽しむことができる市民に開かれた一団の空間利用、かつ施設利用者の安全な移動を可能とする。

■壁面位置の後退による広がり沿道空間確保と歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保について

- 本市のメインストリートとしてふさわしいにぎわいある歩行者空間の確保や城方面への眺望を楽しむ市民に開かれた一団の空間利用、施設利用者の安全な移動を可能とするために、道路に面する壁面位置の後退を行い、連続した歩行者動線の確保に努めましょう。



- ダイワロイネットホテル。大きく壁面後退することで、建物の圧迫感を軽減しつつ、歩行者空間の創出を図っています。

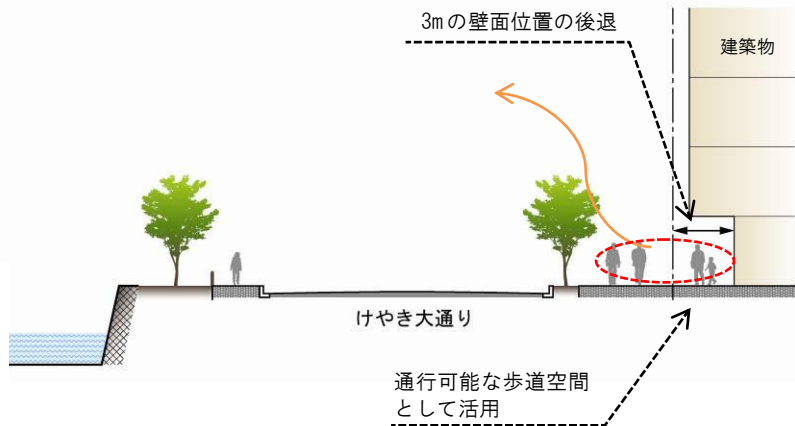


- 壁面後退することで、建物の圧迫感を軽減するだけでなく、ゆとりやにぎわいある空間演出の工夫をしている例

敷際空間の断面イメージ（奥行が短い敷地の場合）



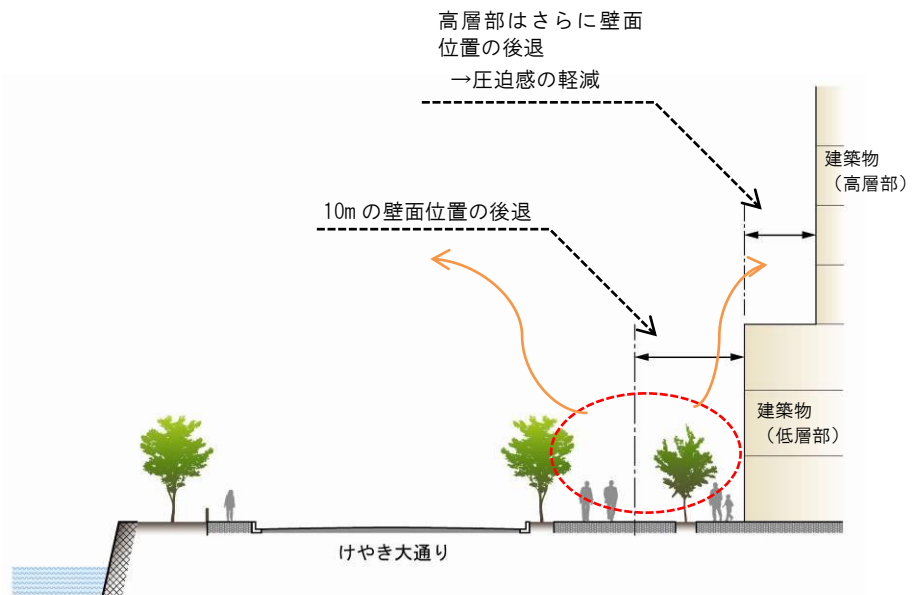
- 1階部分の壁面位置の後退を行い、通行可能な歩行空間を創出している例



敷際空間の断面イメージ（高層階がある場合）



- 高層部について、低層部よりさらに壁面位置の後退を行うことで、通りを行き交う歩行者の圧迫感を軽減している例



中央通り

壁面の位置の制限

- なし
(十分な歩道幅員を有していることから壁面位置の後退を求めない)

三年坂通り

壁面の位置の制限

- 2mの壁面位置の後退とする。
(第4種風致地区による規定に基づきます)

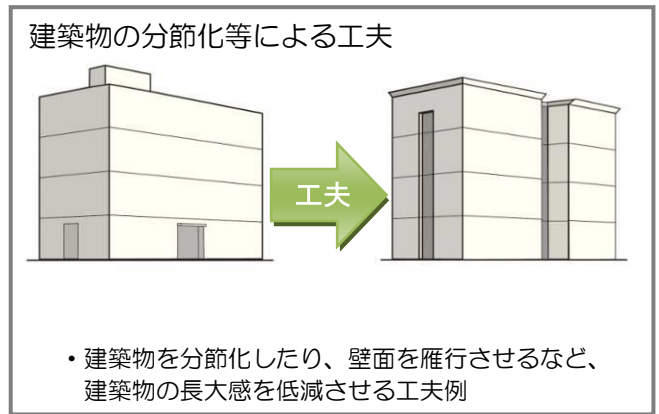
《ヒント1》建築物等の形態・意匠等に対する配慮～外壁や1階部分の形態

形態意匠	外壁	<p>【共通】 城内、あるいは天守閣から見たときの広がりある眺望景觀を保全するため、長大かつ単調な壁面や高彩度・低明度の色彩の壁面などは避ける</p> <hr/> <p>【堀端通り】シビックゾーンにふさわしい質の高いデザインとする。 【けやき大通り】メインストリートとしてふさわしい質の高いデザインとする。 【中央通り】連続した建物の壁面が見通せる、整った通りの景觀となるようなデザインとする。 【三年坂通り】静かなたたずまいを想起させる落ち着いたデザインとする。</p>
	1階部分の形態	<p>【堀端通り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アメニティ性の高い空間を確保するため、駐車場や駐輪場などはできるだけ通りから目立たないように配慮しつつ、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。 <p>【けやき大通り・中央通り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● にぎわいある歩行者空間を形成するため、駐車場や駐輪場などはできるだけ通りから目立たないように配慮しつつ、人の活動が映えるようなエントランスの工夫を施す、ショーウィンドウを設置する、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。 <p>【三年坂通り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 落ち着いた歩行者空間を形成するため、駐車場や駐輪場などはできるだけ通りから目立たないように配慮しつつ、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。

共通

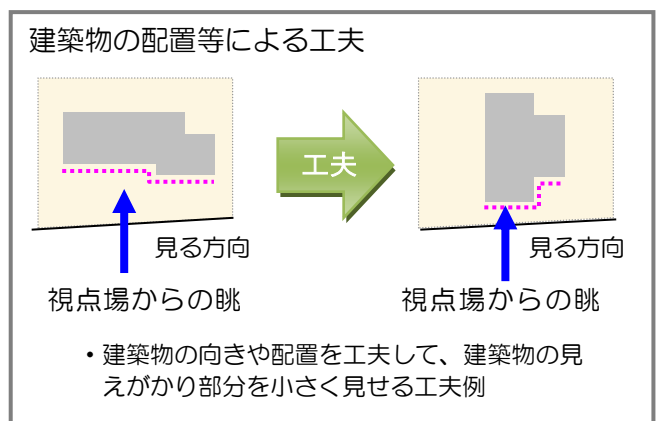
□広がりのある眺望を意識した建築物等の配置、形態意匠を工夫する

- 建築物の長大な壁面や単調な壁面は、広がりのある眺望を阻害する要因となります。天守閣及び周囲からの眺望に配慮して、分節化などによる形態意匠を工夫しましょう。
- また、城から眺望される外壁は、周囲から際立つような（高彩度・低明度）色彩としないように配慮しましょう。



□広がりのある眺望を損なうことがないように建物配置や建物規模に配慮する

- 周囲の主要な視点場から眺望を阻害しないよう配慮するため、視野に対する外壁が大きく見えないように建築物の向きや配置を工夫しましょう。



□ 駐車場や駐輪場の配置やデザインにより、目立たせないように工夫する

- 駐車場や駐輪場などは、できるだけ通りから目立たない位置に配置するか、見やすい位置であっても目立たない意匠とし、植栽を施すなどの工夫をしましょう。
- 人通りの多い通りに面した敷際に植栽を効果的に配置することで、通りに対してうるおいを与えるとともに、建築物の印象も高まります。積極的に植栽を配置してうるおいある空間を創出しましょう。



- 植栽を施すことで外観から駐車場を見えにくくしている例

堀端通り

□ 敷際のしつらえや通り沿いの緑化によりアメニティ性の高い空間確保を意識しつつシビックゾーンにふさわしい質の高いデザインを演出する

- 堀端通りは広がりのある眺望を楽しむことができる落ち着いた雰囲気のある通りです。低層部における開放性を感じるしつらえとするなどの工夫や通り沿いへの緑化により、アメニティ性の高い空間確保を心がけましょう。
- また、堀端通りは公共施設が集積するシビックゾーンであるため、質の高いデザインとすることを意識しましょう。



- 「堀端通り」は広い堀沿いに松並木が立ち並ぶ落ち着いた通りの空間となっています。



- 建物の前面に植栽を施すことでアメニティ性の高い空間を演出している例

けやき大通り

□敷際のしつらえやデザイン等により、人の活動やにぎわい創出を促しメインストリートにふさわしい質の高いデザインを演出する

- けやき大通りは市役所をはじめ商業・業務機能が集積し、多くの人が行き交う本市のメインストリートです。低層部においては、ショーウィンドウ等の設置や開放性を感じるしつらえとするなどの工夫をしましょう。
- また、けやき大通りはシビックゾーンの一角でもあることから、本市を印象付けるメインストリートにふさわしい質の高いデザインとすることを意識しましょう。



- 「けやき大通り」は広幅員の通りに緑豊かなけやき並木をたずさえた本市のメインストリートです。



- 敷際を開放的なしつらえとすることで歩道部との一体感を生み、人の活動が映えるような工夫が施された例

中央通り

□敷際のしつらえやデザイン等により、人の活動やにぎわい創出を促し整った通りの景観デザインを演出する

- 中央通りは商業・業務機能が集積し、城壁から連なる緑と広幅員の道路とあいまって、存在感のある道路空間を形成しています。低層部においては、ショーウィンドウ等の設置や開放性を感じるしつらえとするなどの工夫をしましょう。
- 中央通りでは壁面後退を行わないために低層部と歩行者の距離が近接しており、にぎわいの演出等を意識し、歩いて楽しい空間とすることを心がけましょう。



- 「中央通り」は広幅員の通りに建物が建ちならび、人の往来による活動が感じやすい通りの空間となっています。



- 敷際を開放的なしつらえとすることで歩道部との一体感を生み、人の活動が映えるような工夫が施された例

三年坂通り

□通り沿いの緑化により潤いのある歩行者空間の形成を図りつつ、静かなたたずまいを想起させる落ち着いたデザインを演出する

- 三年坂通りは、風致地区の指定も受けているため、比較的低層の建物が並ぶ落ち着いた雰囲気のある通りです。通り沿いへの緑化を施すことで、より落ち着いた潤いのある歩行者空間を確保しましょう。
- また、風致地区にふさわしい静かなたたずまいを想起させる落ち着いたデザインとすることを意識しましょう。



- 「三年坂通り」は風致地区の指定により建物が低層におさえられ、緑豊かな落ち着いた通りの空間となっています。



- 歩道の植樹とバランスのとれた植栽を施すことで落ち着いた適度な落ち着きとにぎわいを演出している「三年坂通り」の店舗

《ヒント2》建築物等の形態・意匠等に対する配慮～建築設備等

形態 意匠	建築設備等
	<ul style="list-style-type: none"> ● 壁面設備は、通り及び主要な視点場からの見え方に配慮し、外壁面に露出させないように設置する。 ● 屋上設備は、通り及び主要な視点場からの見え方に配慮し、遮へい措置を講ずる。 ● 屋外階段は、建築物との調和を図るよう、できるだけ通りに面して設置しない。

□屋上・屋外付帯設備は、目立たせないように工夫する

- 屋外設備等は、できるだけ通りから目立たない位置に配置するか、見やすい位置であっても建物に溶け込む意匠を心がけ、植栽を施すなどの工夫をしましょう。



- 外観の意匠の一部に組み込まれたルーバーデザインにより、屋外施設等（屋外階段）が覆われた例



- 屋上施設等をシンプルなデザインにより覆うことで目立たせない工夫が施された例

《ヒント3》建築物等の形態・意匠等に対する配慮～その他

形態
意匠

その他

- 塀、フェンス等を設ける場合は、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、色彩とする。
- 通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。

□敷際の塀やフェンスは、目立たないように工夫する

- 敷際に塀やフェンスを設置する場合は、必要最小限とし、高明度・低彩度の目立たない色彩の外観としましょう。
- また、塀やフェンスの前に植栽等を設けるなど、敷際へのうるおいを創出しましょう。



- 塀やフェンスの前面に植栽を設け、敷際にうるおいを与えている例

□建築物等へのライトアップは、可能な限り控えめな照射とする

- 建築物の外観へのライトアップは、照らす対象や方向を絞り込み、可能な限り控えめな照射とし、周辺への漏れ光を防止してください。



- 建築物の存在を際立たせることを意識したライトアップの例

色彩

【共通】

- 城内の主要な視点場から眺望できる壁面については、周囲から際立つ色彩とならないよう特に配慮する。

【堀端通り・三年坂通り】

- 城や石垣、通りの並木の緑との調和に配慮し、外壁の基調色は低彩度の落ち着いた色彩とする。
- 背景となる天空との調和に配慮し、高明度の色彩とする。

【けやき大通り・中央通り】

- 風格あるまちなみ景観の形成を図るため、彩度に配慮した周囲から突出しない色彩とする。
- にぎわいと活気を演出するため、暖色系（Y系、YR系、R系）では彩度の範囲を広げた色彩とする。

共通

□視点場からの眺望に配慮し周辺から突出しない色彩とする

- 観光地である和歌山城（視点場）からの眺望に配慮し、出来るだけ周囲から突出しない色彩としましょう。



- 色調をあわせて統一感のあるまちなみを演出している例

【堀端通り】 【三年坂通り】

□城や石垣、通りの並木の緑との調和に配慮し、外壁の基調色は低彩度の落ち着いた色彩とする

- 建築物の外観の色彩は、石垣や並木の緑などの自然物の色彩や、周辺にあるまちなみ等の人工物の色彩との調和に配慮した、周囲から突出しない色彩としましょう。



- 低彩度で落ち着いた上品な印象を演出している例

【けやき大通り】 【中央通り】

□風格あるまちなみ形成も意識しつつ、にぎわい創出にもつながる色彩とする

- メーンストリートとしてのまちなみ景観の形成を意識しながらも、にぎわいや活気等の創出につながるような色彩の工夫をしましょう。



- 暖色系の色彩を使い、落ち着いた統一感のあるまちなみとしている例

《ヒント5》建築物等の形態・意匠等に対する配慮～材料

材料

- 周囲の建築物との調和に配慮し、外壁は汚れが目立たず劣化や退色の少ないものを採用する。

□外壁の素材は、地域やまちの特性に配慮するとともに、時間の経過に耐えうる材料を用いる

- 外壁の素材は、建築物の形態とともに重要な要素です。建築物の機能やデザインに応じた材料を選択したり、汚れにくさや耐久性のほか、時間とともに、風合いを深める素材を選択するのも大切です。



- 外壁に石材を用いて存在感のあるものとしている例

《ヒント6》建築物等の形態・意匠等に対する配慮～緑化

緑化

- 道路空間と一体となった魅力ある空間づくりを行うため、敷地内の道路に面する部分は緑の演出を工夫する。
- 敷地内については、通りのイメージを損なわないよう、堀端に植えられている樹木の樹種等に配慮した樹種を選定する。

口通りの道路空間に対して、うるおいと連続性を感じさせるために、敷地外周部に植栽を配置する

- 道路空間に面して建築物を配置する場合は、沿道のまちなみとの連続性に配慮し、道路に面する空地や建築物の周囲に植栽を配置しましょう。



- 道路側に植栽を配置して、まちなみや歩道部にうるおいを創出している例



- 角地にシンボルツリーを配置して、象徴的なまちかどを創り出している十番丁の複合ビル



- 前面道路の街路樹と建物前面の植栽を調和させて配置している西丁丁のオフィスビル



- 緩やかな法面への緑化により潤いや歩道との一体感を演出している例



- 見越しの松を配置している例。通り沿いの樹木との調和に配慮して同等な樹木を選定し活用しましょう。

《ヒント7》屋外広告物の掲出

	堀端通り	けやき大通り・中央通り	三年坂通り
広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他の表示に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 堀端に植えられている松並木により形成される落ち着いたまちなみ景観に配慮し、極力、屋外広告物の掲出は避ける。掲出する場合であっても、まちなみ景観との調和に留意し、突出した規模、意匠、高彩度の色彩を避ける。 城内の主要な視点場からの眺望に配慮し、原則、屋上広告物は掲出しない。 通り沿いの眺望に配慮し、原則、突出広告物は掲出しない。 当該地区における風格あるまちなみ景観に寄与するように、基調となる色彩については高彩度としない。 通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り建築物との一体化したデザインとなるよう配慮する。 城内の主要な視点場からの眺望に配慮し、原則、屋上広告物は掲出しない。 高層建築物の高層部分への屋外広告物は、自己用のみ、かつ過大なものとしないうよう配慮する。 低層階部分に設置するものは、デザインや集合化などの工夫をし、通りのにぎわいづくりに配慮する。 当該地区における風格あるまちなみ景観に寄与するように、基調となる色彩については高彩度としない。 通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 堀端に植えられている松並木により形成される落ち着いたまちなみ景観に配慮し、極力、突出広告は避ける。その他の屋外広告物についても規模、意匠、色彩等に留意する。 城内の主要な視点場からの眺望に配慮し、原則、屋上広告物は掲出しない。 当該地区における風格あるまちなみ景観に寄与するように、基調となる色彩については高彩度としない。 通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。

口通りの特性に即して、適切な屋外広告物の掲出を心がけましょう。

- 本地区は、けやき大通り、中央通り、三年坂通り、堀端通りの4つの通り沿いに市役所や県立近代美術館といった公共施設の他、業務ビル等が多数集積し、シンボルである和歌山城とあいまって本市の顔となる景観が形成されています。
- そこで、建築物等とあわせて屋外広告物においても、本市の顔となる景観としてふさわしい道路景観の魅力の向上や、天守閣やお堀を望むことができる良好な眺望景観の確保を目的として、「景観保全型広告整備地区」を指定し、上記の表の基本方針（基準）を定めています。
- 広告物を掲出する際には、通常の許可基準に加えて、上記の表の基本方針（基準）に沿った意匠・形態となるよう配慮が必要です。

【景観保全型広告整備地区の概要】

市長が、良好な景観を保全するため、良好な広告物又は掲出物件の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を、「景観保全型広告整備地区」として指定することができます。

- ・景観保全型広告整備地区指定において、地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針を定める
- ・地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、届出を行うとともに、基本方針に適合するように努める
- ・市長は、届出があった場合において、基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して必要な助言又は勧告ができる

□堀端通り・三年坂通り：松並木により形成される落ち着いたまちなみ景観に配慮

- 堀端通り・三年坂通りは、堀端に並ぶ松並木によって落ち着いたまちなみ景観が形成されており、屋外広告物の掲出はなるべく避けるとともに、掲出する場合であっても、まちなみ景観の調和に留意しましょう。
- 具体的には、施設名が判別できるような必要最小限の表示とする、壁面の意匠を阻害しないようなデザインとする、色彩は高彩度としない、複数の広告物を設置せずできるだけ1か所に集約する、夜間照明の電飾は極力避ける、などがあげられます。
- また、城内からの眺望を意識して、屋上広告物や壁面広告物については特に留意が必要です。また、通り沿いの眺望も意識して、突出広告物については原則掲出しないものとしています。



- 堀端通りの松並木の落ち着いたまちなみ景観のイメージ。これを阻害することのない屋外広告物の掲出が求められます。



- 建物と合わせて、できるだけ歩行者の目線に即した掲出とした例



- 建物と合わせて、屋外広告物の掲出を最小限に抑えた例



- 公共施設における計画の例。建物のデザインを中心に据え、屋外広告物は掲出していません。



- 三年坂通りにおける屋外広告物の配慮事例。風致地区に指定されていることから色彩への配慮を行っています。

口けやき大通り・中央通り：風格あるまちなみ景観とにぎわいの創出に配慮

- けやき大通りは本市のメインストリートでもあり、にぎわいと風格をもったまちなみ景観を創り出していくことが求められます。また、中央通りは城に隣接した広幅員の通りであり、シンボリックな道路景観を創り出していくことが求められます。
- 両通りとも、共通して、人が行き交うにぎわいの中にも、風格をもったまちなみとすることが求められており、その中で、屋外広告物の役割は重要です。
- 城内の主要な視点場、とりわけ天守閣からは、通りの建物の上部が良く望めることから、原則として屋上広告物は掲出ししない、また、高層部分は自己用のみ、かつ過大なものとししないような配慮を求めています。
- また、低層階部分については、通りのにぎわいづくりに寄与するような良質なデザインを取り入れ、歩いて楽しめるような空間を作っていくことが求められます。



- けやき大通りのまちなみ景観。低層部はにぎわいの創出が求められます。一方、中～高層部は城からの眺望への配慮が求められます。



- にぎわいを演出する屋外広告物の例。色彩も統一感を持たせています。



- 植栽と合わせて、ビルのテナント名や低層部の店舗の広告物を掲出した例



- 壁面の屋外広告物の掲出の例。店名やテナント名を集約して表示し、情報のばらつきを抑えています。

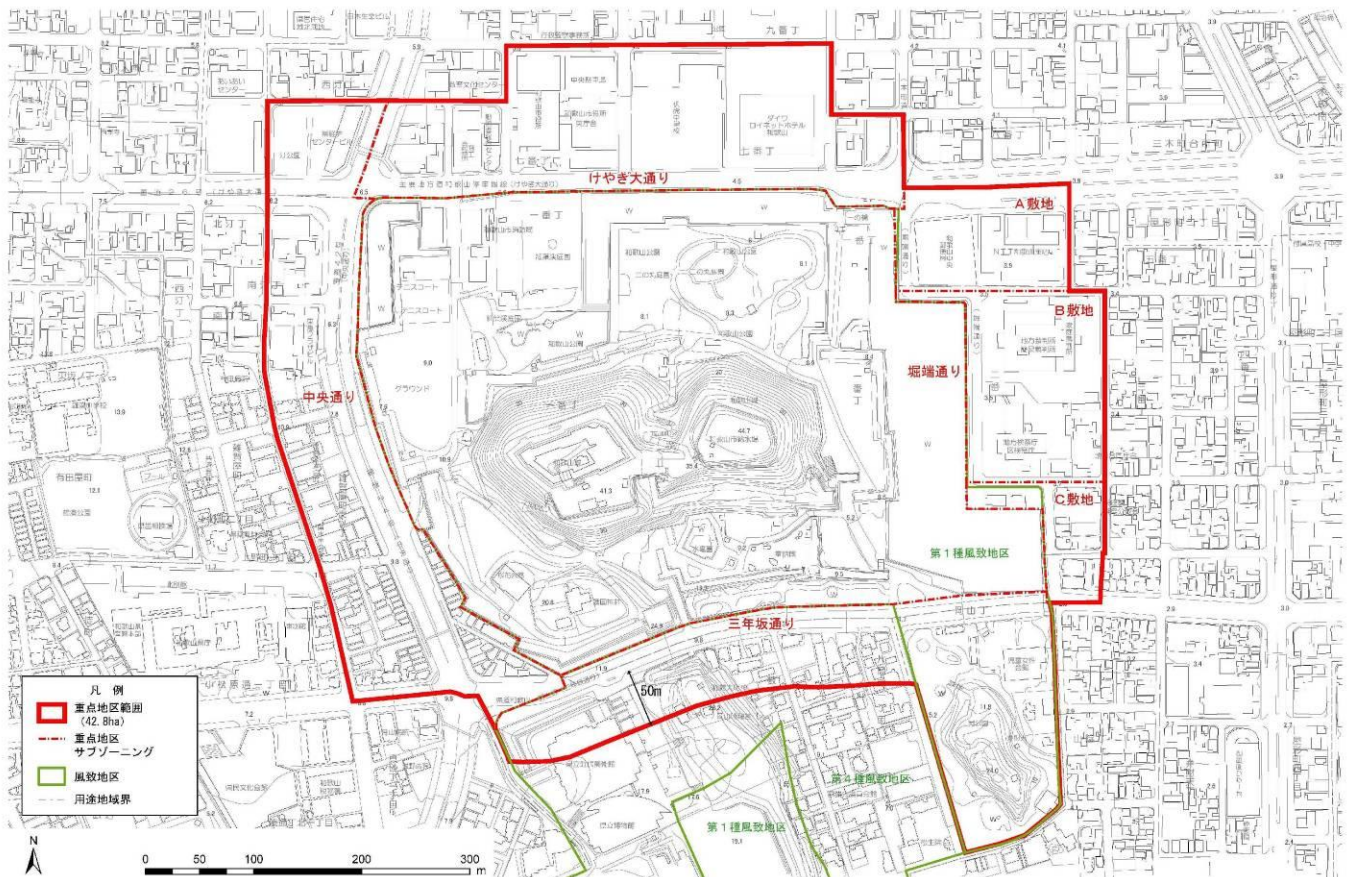


- 壁面の屋外広告物の掲出の例。複数のテナントが入るビルでも、このように整えて表示すれば印象も向上します。

5.届出制度のあらまし

(1)届出の必要な区域

届出が必要な区域は、本書で示している以下の「和歌山城周辺景観重点地区」です。



(2)届出対象行為

和歌山城周辺景観重点地区における届出対象行為は以下のとおりとします。

区 分		規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		全ての行為
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電設備等の用途に供するもの	全ての行為
	②その他の工作物	全ての行為
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		全ての行為
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		全ての行為
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		全ての行為
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明		全ての行為
木竹の伐採		行為面積 300 m ² 超

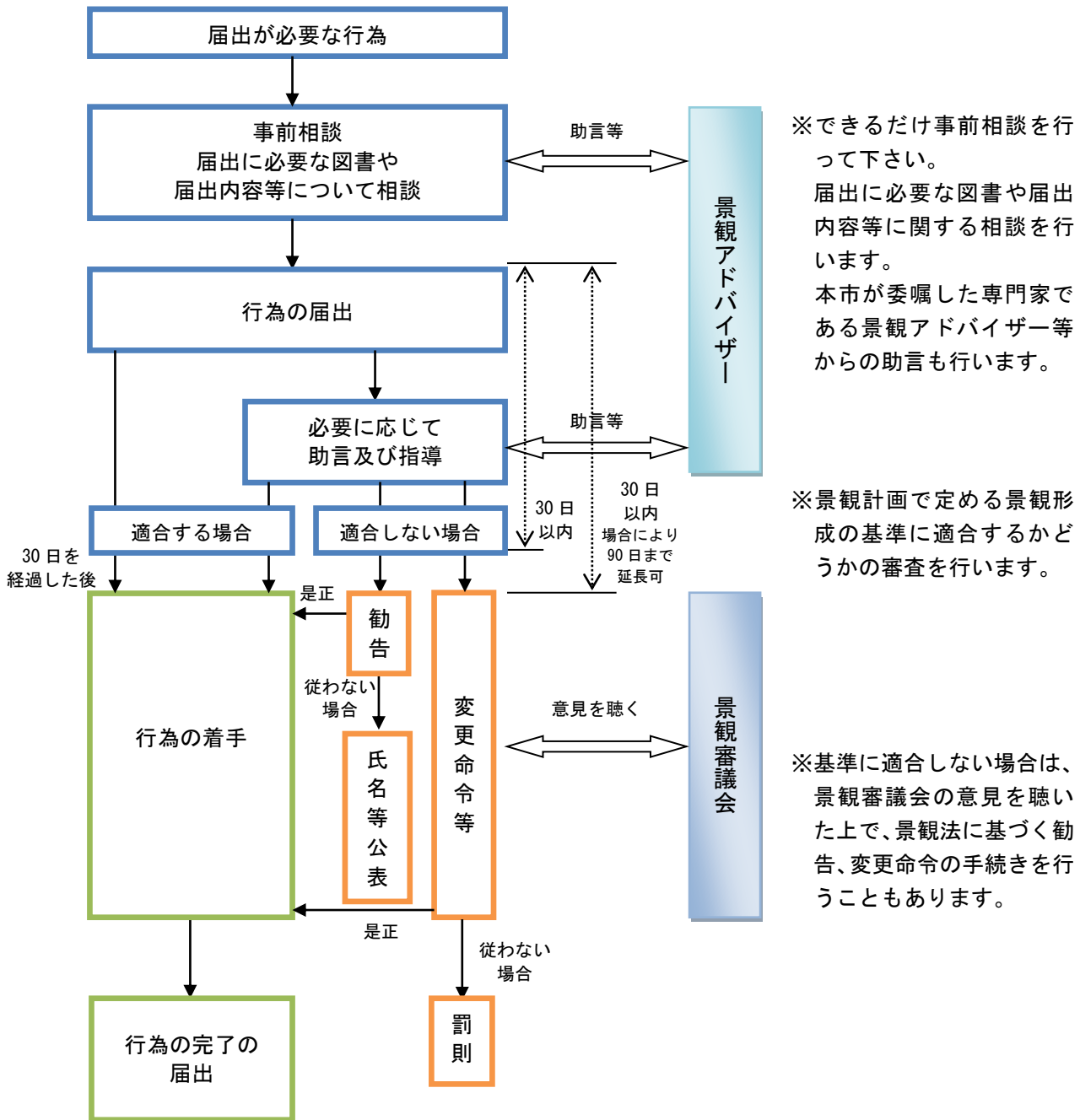
<注>景観法又は和歌山市景観条例で、届出を要しない行為が規定されています。

「工作物」とは、土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので、次のものをいいます。

- ・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・橋りょう、高架道路高架鉄道、その他これらに類するもの
- ・製造施設、貯蔵施設、水道、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- ・野球場、庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの
- ・道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯（道路又は公園の管理者が設置するもの除く。）、変圧塔、アーチ、アーケード、モニュメントその他これらに類するもの
- ・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- ・垣、柵、塀、門その他これらに類するもの
- ・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- ・アンテナ（高さが4メートル以下のものを除く。）及びその附属施設、換気施設その他これらに類するもの
- ・日よけ、雨よけその他これらに類するもの
- ・上記に掲げるもののほか、市長が指定するもの

(3)届出の流れ

届出が必要な行為が生じる場合、以下の流れに沿って届出が必要となります。



※できるだけ事前相談を行って下さい。
届出に必要な図書や届出内容等に関する相談を行います。
本市が委嘱した専門家である景観アドバイザー等からの助言も行います。

※景観計画で定める景観形成の基準に適合するかどうかの審査を行います。

※基準に適合しない場合は、景観審議会の意見を聴いた上で、景観法に基づく勧告、変更命令の手続きを行うこともあります。

※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります（景観法第103条第1号）。

※景観法第17条で規定されている変更命令は、建築物又は工作物の形態・意匠及び色彩の基準に適合しないものを対象とします。

※変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります（景観法第102条第1号）。

※屋外広告物については、和歌山市屋外広告物条例に規定する基準によるものとします。

(4)届出時に必要な書類

届出時に添付する図書は以下のとおりです。これらは本書巻末に様式を添付している他、市のホームページからダウンロードも可能です。

		書類名	備考	部数	チェック	
着手時【変更時】	ア 届出書	景観計画区域内における行為の届出書 ※1 【景観計画区域内における行為の変更届出書】	変更／中止届出書 は必要時のみ	正副2通		
		【氏名等変更届出書】		1通		
		【景観計画区域内における行為の中止届出書】				
	イ 添付書類 ※2 ※3	建築物の建築等 又は工	(1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表す図面	縮尺 2,500 分の 1 以上	2通	
			(2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真		2通	
			(3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面	縮尺 100 分の 1 以上	2通	
			(4) 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図	縮尺 50 分の 1 以上	2通	
		開発行為	(1) 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面	縮尺 2,500 分の 1 以上	2通	
			(2) 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を表す写真		2通	
			(3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面	縮尺 100 分の 1 以上	2通	
		その他の行為	(1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面	縮尺 2,500 分の 1 以上	2通	
			(2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を表す写真		2通	
			(3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面	縮尺 100 分の 1 以上	2通	
		ウ	その他参考となるべき事項を記載した図書 ※2 ※3		2通	
完了時	ア	景観計画区域内における行為の完了届出書		1通		
	イ	添付書類 当該届出に係る行為が完了した後の状況を表す写真 (色彩を識別でき、かつ、日付が確認できるもの)		1通		

※1 国の機関又は地方公共団体が行う行為については行為の通知を行うこととされているので、「景観計画区域内における行為の通知書」の提出(1通)になります。

※2 市長が添付の必要がないと認めるときは省略できます。

※3 変更時において、届出時に添付した図書と同一のもの及び市長が添付の必要がないと認めるときは省略できます。

6. 景観形成チェックシート

(1) チェックシート

和歌山城周辺景観重点地区 建築物等チェックシート (その1)

開発行為等チェックシート (その1)

届出者名	
設計者名	
行為の場所	
区域	
周囲の景観 (地域資源や景観特性 等の把握)	
計画地の景観上のコン セプト (景観特性等を踏まえ て考えられたコンセプ トや方向性など)	

和歌山城周辺景観重点地区 建築物等チェックシート (その2)

項目		景観形成基準 (行為制限の内容)	掘端通り	けやき大通り	中央通り	三年坂通り	基準に対する配慮の内容
建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> 最高高さ 50m (標高) とする。 隣接する建築物と協調した一体的なまちなみの形成を図るため、できるだけ軒高を揃えるよう努める。 	○				
		<ul style="list-style-type: none"> 最高高さ 75m (標高) とする。 		○			
		<ul style="list-style-type: none"> 最高高さ 50m (標高) とする。 			○		
		<ul style="list-style-type: none"> 建物高さ 15m以下とする。 (※第4種風致地区で規定) 				○	
壁面の位置の制限		(A敷地) <ul style="list-style-type: none"> 堀に面する敷地の西側部分について、原則、10mの壁面位置の後退とする。 (B敷地) <ul style="list-style-type: none"> 堀に面する敷地の西側部分について、原則、20mの壁面位置の後退とする。 (A・B敷地共通) <ul style="list-style-type: none"> 壁面位置の後退部分について、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。 なお、その他の道路に面する敷地部分についても、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。 (C敷地) <ul style="list-style-type: none"> 原則、2mの壁面位置の後退とする (※第1種風致地区内は3mとする) 歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。 	○				
		<ul style="list-style-type: none"> 通りに面する敷地の南側部分については、原則、10mの壁面位置の後退とする。 奥行が短い敷地については、1階部分のみ3m後退させ、通行可能な空間の確保に努める。 高層階を生ずる建築物については、当該部分について、さらに壁面位置の後退に努める。 壁面位置の後退部分について、歩行者動線の連続性に配慮した空地の確保に努める。 		○			
		<ul style="list-style-type: none"> 2mの壁面位置の後退とする。 (※第4種風致地区で規定) 				○	

和歌山城周辺景観重点地区 建築物等チェックシート (その3)

項目	景観形成基準 (行為制限の内容)	掘端通り	けやき大通り	中央通り	三年坂通り	基準に対する配慮の内容	
建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	外壁	• シビックゾーンにふさわしい質の高いデザインとする。	○				
		• メインストリートとしてふさわしい質の高いデザインとする。		○			
		• 連続した建物の壁面が見通せる、整った通りの景観となるようなデザインとする。			○		
		• 静かなたたずまいを想起させる落ち着いたデザインとする。				○	
		• 城内、あるいは天守閣から見たときの広がりある眺望景観を保全するため、長大かつ単調な壁面や高彩度・低明度の色彩の壁面などは避ける。	○	○	○	○	
	1階部分の形態	• アメニティ性の高い空間を確保するため、駐車場や駐輪場などはできるだけ通りから目立たないよう配慮しつつ、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。	○				
		• にぎわいある歩行者空間を形成するため、駐車場や駐輪場などはできるだけ通りから目立たないよう配慮しつつ、人の活動が映えるようエントランスの工夫を施す、ショーウィンドウを設置する、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。			○	○	
		• 落ち着いた歩行者空間を形成するため、駐車場や駐輪場などはできるだけ通りから目立たないよう配慮しつつ、花壇や植え込みを配置するなどの工夫を行う。				○	
	建築設備等	• 壁面設備は、通り及び主要な視点場からの見え方に配慮し、外壁面に露出させないように設置する。 • 屋上設備は、通り及び主要な視点場からの見え方に配慮し、遮へい措置を講ずる。 • 屋外階段は、建築物との調和を図るよう、できるだけ通りに面して設置しない	○	○	○	○	
	その他	• 塀、フェンス等を設ける場合は、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、色彩とする。 • 通り及び主要な視点場からの夜間景観に配慮し、過度な電飾は避ける。	○	○	○	○	

和歌山城周辺景観重点地区 建築物等チェックシート (その4)

項目		景観形成基準 (行為制限の内容)	掘端通り	けやき大通り	中央通り	三年坂通り	基準に対する配慮の内容
建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 城や石垣、通りの並木の緑との調和に配慮し、外壁の基調色は低彩度の落ち着いた色彩とする。 背景となる天空との調和に配慮し、高明度の色彩とする。 	○			○	
		<ul style="list-style-type: none"> 風格あるまちなみ景観の形成を図るため、彩度に配慮した周囲から突出しない色彩とする。 にぎわいと活気を演出するため、暖色系（Y系、YR系、R系）では彩度の範囲を広げた色彩とする。 		○	○		
		<ul style="list-style-type: none"> 城内の主要な視点場から眺望できる壁面については、周囲から際立つ色彩とならないよう特に配慮する。 	○	○	○	○	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の建築物との調和に配慮し、外壁は汚れが目立たず劣化や退色の少ないものを採用する。 	○	○	○	○	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路空間と一体となった魅力ある空間づくりを行うため、敷地内の道路に面する部分は緑の演出を工夫する。 ・敷地内については、通りのイメージを損なわないよう、掘端に植えられている樹木の樹種等に配慮した樹種を選定する。 	○	○	○	○	
<ul style="list-style-type: none"> 緑化率 20%以上とする。 (※第4種風致地区で規定) 					○		

開発行為等チェックシート (その2)

項目	景観形成基準 (行為制限の内容)	各 通 り 共 通	基準に対する配慮の内容
開発 行為/ 土地の 形質の 変更	①現況の地形を活かし、長大な法面 や擁壁が生じないようにする。	○	
	②法面はできる限りゆるやかな勾 配とし、周辺の植生と調和した緑 化を行う。	○	
	③擁壁は周辺の景観と調和した形 態及び素材とし、緑化や化粧プロ ック等により景観上の配慮を行 う。	○	
	④計画地の中に優れた樹木・樹林が ある場合は、できる限り保存また は移植し、計画にいかす。	○	

物件の 堆積	①道路、公園等の公共の場所から目 立たない位置及び規模とする。	○	
	②道路、公園等の公共の場所から目 立たないよう、積み上げに際して はできる限り高さを低くするとと もに、整然と積み上げる。	○	
	③計画地周囲の緑化を行うなど、遮 へい措置を講ずる。	○	
木竹の 伐採	①道路、公園等の公共の場所から目 立たないよう、伐採の位置や方法 を工夫する。	○	
	②計画地の中に優れた樹木・樹林が ある場合は、できる限り保存また は移植し、修景にいかす。	○	

※上記の届出対象行為の景観形成基準については、全市基準を適用しますので、「和歌山市景観ガイドライン【大規模建築物・工作物等】」の45頁以降を参照してください。

和歌山市 景観ガイドライン
【和歌山城周辺景観重点地区】

平成 30 年 4 月

和歌山市 都市建設局
都市計画部 まちなみ景観課

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地
Tel : 073-435-1082 / Fax : 073-435-1367
E-mail : machinami@city.wakayama.lg.jp
<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>